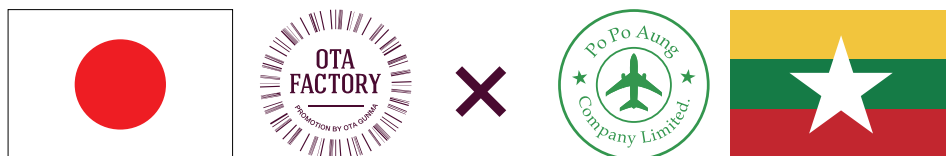




会社案内

人材総合支援事業とは	02	POPOAUNGについて	11
特定技能制度の概要	03	1号特定技能外国人に対する支援について	15
在留資格について	04	技能実習と特定技能の制度比較(概要)	16
特定技能外国人の基準	05	ミャンマーの基本情報	
特定技能外国人を受け入れる分野	06	特定技能でミャンマー人が注目される理由(1)	17
分野別運用方針について	07	特定技能でミャンマー人が注目される理由(2)	
		特定技能でミャンマー人が注目される理由(3)	18
受け入れ機関と登録支援機関について	10	会社概要	19

ミャンマー人材のトータルソリューションサービス



OTA FACTORYはミャンマー最大級の送り出し機関
「ポポ アウン(PO PO AUNG Co., Ltd)」の日本総合窓口です

ミャンマー人材支援

ミャンマー国内最大級の送出機関「ポポ アウン(PO PO AUNG Co., Ltd)」と提携し、日本国内の総合窓口としてミャンマー人材のトータルソリューションサービスをご提供いたします。ミャンマー人材の雇用をお考えの企業様、ミャンマー人材を登録人員としてお考えの有料職業紹介事業者様・登録支援機関様・技能実習監理団体様等は是非お問い合わせください。

弊社に登録いただいている外国人材は、提携教育機関にて言語や専門的技術習得のためのカリキュラムを良好に修了した人材をはじめとし、技能実習生として日本で3年以上就業経験を蓄積した即戦力候補が多いことが特徴です。また、弊社は出入国在留管理庁の登録を受けた登録支援機関として、特定技能外国人材が在留中円滑な活動を行うことができるよう計画的支援を実施しており、多様性に富んだマッチングから就労後のサポートまでワン・ストップでご提供させていただいております。



特定技能は、2019年4月1日より新たに導入された外国人の在留資格で、特定産業12分野14業種において外国人の就労が認められる制度です。

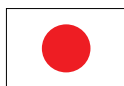
特定技能制度の目的・趣旨は、中小・小規模事業者をはじめとした、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

しばしば比較対象となる、在留外国人の中でも2番目に多い「技能実習」が「発展途上国への技術移転」を目的としていることに対し、「特定技能」は「日本における人材不足の解消」が目的であるということが、前提として異なる点となっています。特定技能は人材不足解消を目的としていることから、受け入れる産業・職種に対する一定の技能および日本語レベルを有した外国人を雇用できるというメリットがあります。

人手不足が深刻な特定産業分野

介護	素形材(製造3分野)	電気電子情報関連製造業 (製造3分野)
造船・船用工業	航空	農業
飲食品製造業	ビルクリーニング	産業機械(製造3分野)
建設	自動車整備	宿泊
外食業		

日本で
活躍



特定技能外国人



特定技能1号

特定産業分野に属する
相当程度の知識又は経験を
必要とする技術を要する業務に従事する
外国人向けの在留資格

在留期間 1年、6か月 又は4か月ごとの更新 通算で上限5年まで	技能水準 試験等で確認	日本語能力水準 生活や業務に必要な 日本語能力を 試験等で確認※
家族の帯同 基本的に認められない	受け入れ機関又は登録支援機関による支援 対象	

特定技能2号

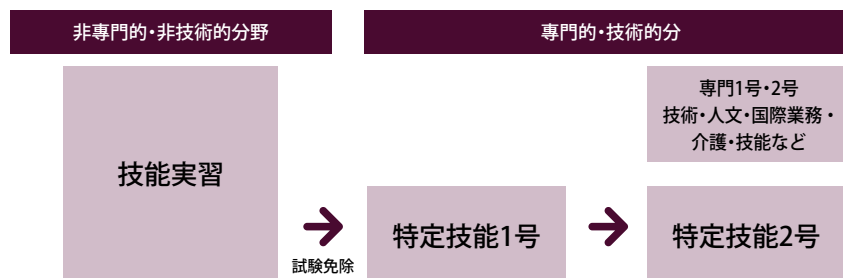
特定産業分野に属する
熟練した技能を要する業務に従事する
外国人向けの在留資格

在留期間 3年、1年又は 6か月ごとの更新	技能水準 試験等で確認	日本語能力水準 試験等での確認は不要
家族の帯同 要件を満たせば可能 (配偶者、子)	受け入れ機関又は登録支援機関による支援 対象外	

※試験が不要なケース

技能実習2号修了者が特定技能に在留資格を変更する場合は試験等が免除となります。
参考) 右図「就労が認められる在留資格の技能水準」

就労が認められる在留資格の技能水準



特定技能外国人の基準

- 18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- 保証金の徴収等をされていないこと
- 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内容を十分に理解して機関との間で合意していること
- 送り出し国で遵守すべき手続きが定められている場合は、その手続きを経ていること
- 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- 分野に特有の基準に適合すること(分野所管省庁の定める告示で規定)

特定技能1号のみの基準

- 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他評価方法により証明されていること。
(ただし技能実習2号を良好に修了しているものであり、かつ、技能実習において修得した技能が従事しようとする業務において要する技能と関連性があると認められる場合はこれに該当する必要がない)
- 特定技能1号での在留期間が通年して5年に達していないこと

特定技能2号のみの基準

- 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められていること



特定技能外国人を受け入れる分野は、生産性向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)です。具体的な特定産業分野および所管省庁については、以下のように定められています。

厚生労働省

介護

ビルクリーニング

経済産業省

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
(製造3分野)

国土交通省

建設

造船・船用工業

自動車整備

航空

宿泊

農林水産省

農業

漁業

飲食物品製造業

外食業

【厚生労働省所管】 介護分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	介護技能評価試験
	日本語試験	・国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 ・介護日本語評価試験
その他重要事項	従事する業務	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) ※訪問系サービスは対象外
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

【経済産業省所管】 素形材産業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	製造分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	・鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工 ・工場板金・めっき・仕上げ・機械検査・機械保全・塗装・溶接 ・アルミニウム陽極酸化処理
	受入れ機関に対して特に課す条件	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

ビルクリーニング分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	・建築物内部の清掃
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること

産業機械製造業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	製造分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	・鍛造・ダイカスト・機械加工・塗装・鉄工・電子機器組立て・電気機器組立て ・プリント配線板製造・プラスチック成形・金属プレス加工・溶接 ・工場板金・めっき・仕上げ・機械検査・機械保全・工業包装
	受入れ機関に対して特に課す条件	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

電気・電子情報関連産業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	製造分野特定技能1号評価試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上
その他重要事項	従事する業務	・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・仕上げ・機械保全 ・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造 ・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装
	受入れ機関に対して特に課す条件	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと



【国土交通省所管】建設分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	建設分野特定技能1号評価試験等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・建設機械施工 ・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ／表装 ・とび・建築大工・配管・建築板金・保温保冷・吹付ウレタン断熱・海洋土木工
	受入れ機関に対して特に課す条件	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等

宿泊分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	宿泊業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・フロント、企画／広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供
	受入れ機関に対して特に課す条件	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと・風俗営業関連の接待を行わせないこと

造船 船用工業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	造船・船用工業分野特定技能1号試験等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・溶接・塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立て
	受入れ機関に対して特に課す条件	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること

自動車整備分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	自動車整備分野特定技能評価試験等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備
	受入れ機関に対して特に課す条件	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること

航空分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物・取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)
	受入れ機関に対して特に課す条件	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること



【農林水産省所管】 農業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	農業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷)
	受入れ機関に対して特に課す条件	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること

飲食料品製造業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・飲食料品製造業全般従事する業務(飲食料品【酒類を除く】の製造・加工、安全衛生)
	受入れ機関に対して特に課す条件	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

漁業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	漁業技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索・漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕) ・漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理・養殖水産動植物の育成管理・収穫・処理・安全衛生の確保等)
	受入れ機関に対して特に課す条件	・特定技能外国人材を受け入れた日から4ヶ月以内に協議会の構成員になること ・協議会(分科会を含む)において協議が調った措置を講じること ・協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと

外食業分野

特定技能2号移行×

人材基準	技能試験	外食業特定技能1号技能測定試験
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4以上
その他重要事項	従事する業務	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)
	受入れ機関に対して特に課す条件	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと・風俗営業関連の接待を行わせないこと

※特定技能2号の移行対象業種については現在協議中。2023年秋頃詳細発表

受け入れ機関について

受け入れ機関（特定技能所属機関）とは、特定技能外国人を実際に受け入れ、支援する企業・個人事業主等のことです。支援については登録支援機関への委託が可能です。

受け入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

受け入れ機関の義務

- 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- 外国人への支援を適切に実施（登録支援機関に委託も可）
- 出入国在留管理庁への各種届出

登録支援機関について

登録支援機関とは、受け入れ機関（特定技能所属機関）から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。

登録を受けるための基準

- 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

登録支援機関の義務

- 外国人への支援を適切に実施
- 出入国在留管理庁への各種届出



PO PO AUNG CO.,LTD概要

PO PO AUNG Co.,Ltd

代表者:PO PO AUNG (ポポアウン)

設立年月日:2008年2月1日

ミャンマー政府認定:License No.022/2019



ヤンゴン本社

No.10,7th Floor, Nyaung Tone Street, Sauchaung Township, Yangon, Myanmar.

Tel: +951-518378/Mobile: +959-5102064

Mail: popoaung07@gmail.com

Website: <https://www.popoaung.jp>

Facebook: <https://www.facebook.com/popoaung.company.limited>

日本窓口 OTA FACTORY株式会社 (人材総合支援事業)

〒373-0827 群馬県太田市高林南町659-1

Tel/Fax: 0276-38-2159/ Mobile:070-3518-1027

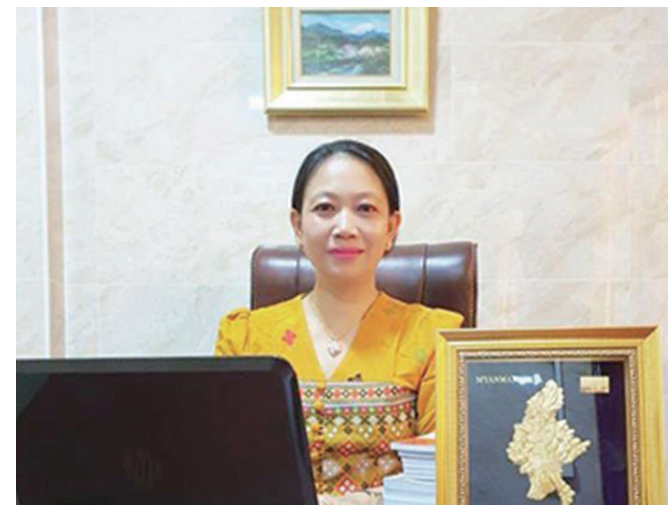
Mail: info@otafactory.jp

Website: <https://otafactory.jp/>

Facebook: <https://www.facebook.com/otafactory.humanplus>

代表挨拶

はじめまして。PO PO AUNG Co.,Ltd.の代表取締役社長を務めるPO PO AUNGです。
私たちはPOPO AUNG Co., Ltd.を2008年の2月1日に設立し、2019年1月よりミャンマー政府認定の送り出し機関として日本、シンガポール、マレーシアなどにミャンマーの人材の送り出してきました。日本には技能実習と特定技能を中心として優秀な人材を送り出しています。弊社には独自の事前教育機関を設けております。日本側にも、日本語N1を持ち日本在住20年の弊社の駐在員がお客様をサポート致しますので、お気軽にお問い合わせください。宜しくお願い致します。



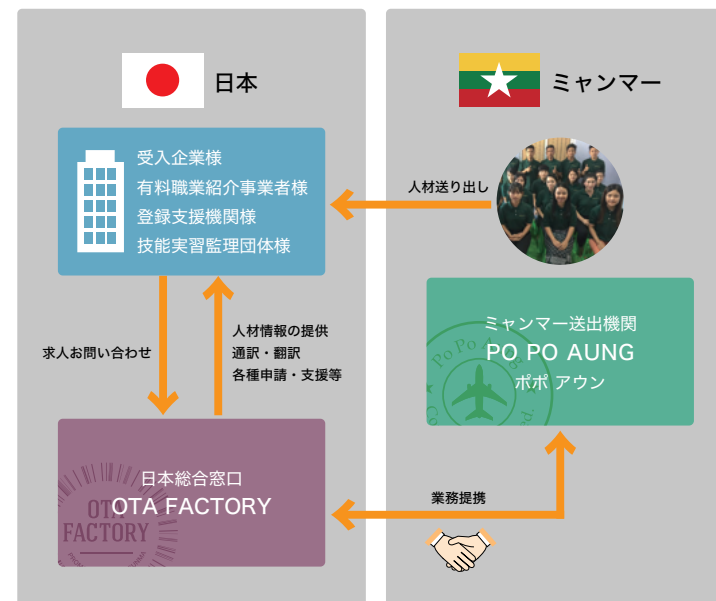
ミャンマーでの事前教育

独自の教育プログラム

PO PO AUNG Co.,Ltdでは独自の事前教育機関を設けております。日本で働きたい・技術を学びたいと希望のある人材をミャンマー政府認定のPO PO AUNG Japanese Language School (日本語学校) / KIZUNA Japanese Language Centre (日本語学校) の学生として当校に入学します。入学後日本語基礎および日本語レベルN5-N2の勉強をそれぞれのレベルに合わせたクラスに分けます。独自の教育プログラムを設けており、介護以外の職種は、出国前の6ヶ月間で週5日・1日6時間総学習時間700時間の日本語教育を実施します。また介護職種は、12ヶ月間で週5日1日6時間 総学習時間1400時間の日本語教育で、日本語能力試験3級取得を目指す教育を実施しています。

教育システム

会話力重視した日本語会話カリキュラム日本での生活オリエンテーション・雇用条件書、給与計算の知識、実習生制度、特定技能制度、法律順守、学ぶ意識、等。道徳教育(ルール・マナー)5S活動の教育(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)。



日本語学校授業風景



会話力に重点を置いた指導



日本語学校で使っているテキスト

全体の流れ

デマンドレター(依頼書)の提出

面接予定日の約1ヶ月前までに受け入れ条件が記載された要望書と雇用条件書を提出。



面接

面接終了後、監理団体様・受け入れ企業様から雇用条件書の説明。ミャンマー国内書類申請を開始。
(現地訪問かテレビ電話で受け入れ企業様が直接選抜)



事前講習

日本語・マナー・日本の習慣等の教育。モチベーションを保つため定期試験を実施
日本語能力模擬試験、会話テストなど。



入国

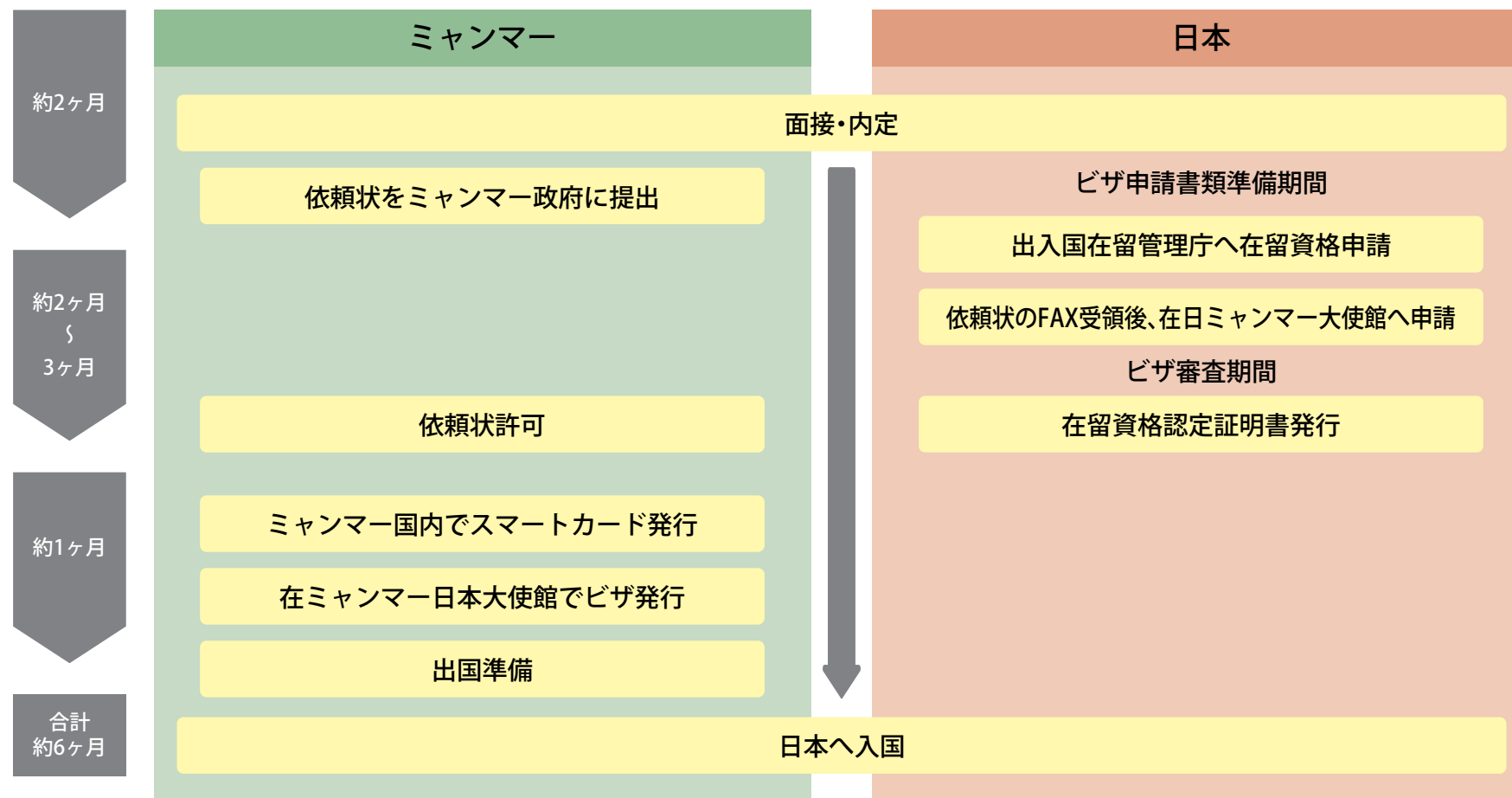
日本駐在員が定期的に実習生と連絡を取り日本での実習や生活をフォロー。
(日本で弊社の駐在員がサポートします)



帰国後

習得した技術を発揮できるステージを用意することで母国の発展に貢献。
帰国後の就職先を紹介。(ミャンマー国内企業への紹介)

海外の特定技能1号外国人の入国までの流れ



技能実習生および特定技能人材の受け入れ費用

<お問い合わせ>

(japan) Mail: info@otafactory.jp / Mobile: 070-3518-1028

【初期費用】

紹介料

+

【月額費用】

定期支援費用

受け入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」）を作成し、当該計画に基づき支援を行う必要があります。受け入れ機関は支援計画の全部または一部の実施を登録支援機関に委託することができます。

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



技能実習

関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)
外国人の技能水準	なし
外国人の日本語水準	なし (介護職種のみ入国時N4相当必須)
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)
監理団体	あり
支援機関	なし
受け入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり
活動内容	技能実習計画に基づいて講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号・3号)(非専門的・技術的分野)
転籍・転職	実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は 転籍可能

特定技能1号

関係法令	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「特定技能」
在留期間	通算5年
外国人の技能水準	相当程度の知識又は経験が必要
外国人の日本語水準	日本語能力試験N4または国際交流基金日本語基礎テスト (介護職種は介護日本語評価試験も必要)
入国時の試験	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
監理団体	なし
支援機関	あり
受け入れ機関の人数枠	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている 業務区分間において転職可能



ミャンマーは、東南アジアインドシナ半島西部に位置する共和制国家です。南西はベンガル湾、南はアンダマン海に面し、南東はタイ、東はラオス、北東と北は中国、北西はインド、西はバングラディシュと国境を接する地に位置します。2011年にテイン・セイン大統領率いる新政権の開始以降民主化が進み、2016年にはアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟(NLD)が政権を獲得しました。しかし2021年2月に軍事クーデターが発生し、ミン・アウン・フライン国軍総司令官が全権を掌握すると宣言しました。

- | | | |
|--|--|---|
| ☐ 公式名称:ミャンマー連邦共和国 | ☐ 1人あたりのGDP:1,292(米ドル、購買力平価)
(2021年) | ☐ 気候:熱帯気候 |
| ☐ 首都:ネーपीドー／ネピドー | ☐ 言語:公用語はビルマ語 | ☐ 宗教:仏教 87.9%、キリスト教 6.2%、イスラム教 4.3% |
| ☐ 国土面積:約68万km ² (日本の約1.8倍) | ☐ 識字率:93.1% | ☐ 天然資源:木材や木材製品、銅、スズ、タングステン、鉄、石油、天然ガス、翡翠や宝石 |
| ☐ 人口:5,417万人(2022年時点) | ☐ 日本との時差:2時間半 | ☐ 主要作物:米、豆類、ゴマ、ゴム、果物、野菜等 |
| ☐ 人口増加率:0.8%前後(2021年時点) | ☐ 通貨:ミャンマーチャット(Kyat) | |

特定技能でミャンマー人が注目される理由(1)

日本で働きたい人がたくさんいる

ミャンマーには就職先がなく、日本に行けば就職先がある

2011年まで軍事政権の支配により鎖国状態だったミャンマーは、経済発展の遅れから、依然として農業国です。2021年の軍事クーデター発生により欧米から経済制裁を受け、欧米企業や日系企業の撤退が相次いでおりもはや大卒者であっても就職先がなかなかありません。その一方で、日本は就職先が潤沢で、さらに技術は先進国の高度なものになるため、日本へ行けば就職ができるだけでなく、高度な技術を学べるメリットがあります。

日本ではミャンマーの20～30倍の月収を稼ぐことができる

ミャンマー国民の約9割を占める人々は、最大都市のヤンゴンを除く地方に住んでいます。地方で働く人々は給料が非常に安く、日本円で月給7,000円程度という現状です。2021年の軍事クーデター発生以降、ミャンマーの通貨が暴落し、貨幣価値が対米ドルで3分の2以下の水準に下落しました。国内に産業がほとんどなく、輸入品に頼るミャンマーは物価が急上昇し、クーデター以前の約2倍と物価が高騰しています。多くのミャンマー人が生活苦と貧困に苦しんでいます。そのため、ミャンマーで生活することに希望をなくし、海外で働くことを希望する若者が急増しており、就労先として一番人気のある日本で働きたい若者が急増しています。

働き盛りの年代がたくさんいる

現在ミャンマーには、日本に働きに行ける適齢期の人々が約2000万人います。



ミャンマー人の国民性

“現世で徳を積めば来世で報われる”という仏教の考え方

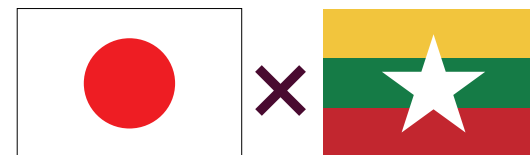
国民の9割が敬虔な仏教徒で、“現世で徳を積めば来世で報われる”という考え方を信じています。そのような人々が多いため、ミャンマーでは犯罪が少なく日本並みに治安が安定しています。そして、ミャンマーの人々は、大変な仕事や人の役に立つ仕事をする=徳を積むことができるという考えを持っている方が多いため、強い忍耐力と暖かい心をもって仕事に励む姿勢が染みついていきます。

日本人と近い価値観

ミャンマーの人々は心が純粹で、勤勉で真面目な性格の方が多く、また、年上を敬う文化があるため年功序列を意識する習慣があります。謙譲の精神があり、身勝手な自己主張を避け、協調性のある方が多いため、日本人の価値観に合う国民性だと言えます。また、初めてミャンマーを訪れた日本人には、ミャンマーの雰囲気や人々に対し「古き良き日本の風景」を思い起こす方が多く、そのことからミャンマーという国そのものが日本と似ているということがわかります。

親日国であり日本を信頼している

2019年に外務省が行った「ASEAN10か国における対日世論調査」によると、ミャンマーにとって「現在重要なパートナーの国」として、日本が最も多い82%の支持を得ました。これは2番目の中国67%、3番目の韓国54%を大きく上回る結果です。2011年の民政移管後、日本の投資や存在感が増し、ミャンマーでは日本に興味を持つ人が急増しました。日本文化への関心の高まりや、自動車など日本ブランドへの強い信頼から、日本に対して好印象を抱く人が多く存在します。



日本語習得のスピードが速い

日本語とミャンマー語(ビルマ語)は文法が似ている

日本語とミャンマー語(ビルマ語)は、語順がほぼ同じです。一般の外国語はSVOの語順<主語(Subject)動詞(Verb)目的語(Object)>ですが、日本語とミャンマー語はSOVの語順です。また日本語とミャンマー語は両者ともに助詞を使います。そのため、日本語習得のためには単語を覚えるだけでよいと、ミャンマー人の方は英語や中国語の習得よりも日本語の習得の方が簡単に感じます。

日本語の発音が上手にできる

ミャンマー語は280音で構成されており、その中には日本語の50音と似ている発音も多数あります。そのため、ミャンマー人の方は日本語の発音も難なく習得ができる傾向があり、ミャンマー人の方が話す日本語は他国の人材と比較して、とても聞き取りやすいと言われています。日本語が上手に話せることは、職場内でのコミュニケーションに必要不可欠のため、日本で働く人材としてはミャンマーの方が適していると言えます。

ベトナムの経済発展

ベトナム人が日本に働きにくる必要性が低下

現在、在留外国人で「永住者」「特別永住者」に次いで3番目に多い「技能実習」の最大の送り出し国であるベトナムが、近年著しい経済発展により、ベトナム国内での給料水準および技術が向上してきました。そのため、ベトナム人の方は日本に来る必要性がなくなってきた現状があります。今後さらに経済発展が進めば、優秀なベトナム人は自国でいい仕事に就けるようになるため、ベトナムから優秀な人材を受け入れるのは難しくなってくると考えられます。

会社名	OTA FACTORY株式会社	本社所在地	〒373-0827 群馬県太田市高林南町659-1
設立	2017年1月11日	TEL/FAX	0276-38-2159
資本金	1,000万円	事業内容	食品製造販売事業 人材総合支援事業
代表者	代表取締役 田部井 光代		

<https://otafactory.jp/>

